

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第196号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年8月21日（日） 10時01分ごろ	
発生場所	高知県土佐市白ノ鼻南東方沖 白ノ鼻灯台から真方位150° 5, 250m付近 (概位 北緯33° 23.4′ 東経133° 29.4′)	
事故等調査の経過	平成23年12月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 ^{たみ}民丸、2.7トン K03-18977（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B モーターボート ポセイドン、5トン未満（長さ5.38m） 281-37137高知、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長B、二級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 船首部に擦過傷</p> <p>B 左舷後部外板に亀裂</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、手動操舵により約8ノットの対地速力で北北西進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、機関を停止して船首をほぼ西に向けて錨泊して魚釣り中、平成23年8月21日10時01分ごろ、白ノ鼻南東方沖において、A船の船首部とB船の左舷後部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、いつもより釣り船が少なかったもので、船首方に他船はいないものと思ひ、船首浮上による死角を補う適切な見張りを行っていなかった。</p> <p>船長Bは、左舷方から接近するA船に気付き、大声を出したり、救命胴衣の笛を吹いて手を振ったりしたものの、更に接近するので機関を始動しようとしたが、間に合わなかった。</p> <p>船長B及び同乗者は、衝突の衝撃で落水した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 高潮期</p>	
その他の事項	<p>A船は、レーダーがなかった。</p> <p>船長B及び同乗者は、いずれも救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、白ノ鼻南東方沖を北北西進中、船長Aが、船首浮上による死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行</p>

	<p>したものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、船長Bが、A船の接近に気づき、A船にB船の存在を知らせようとした後、機関を始動しようとしたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、白ノ鼻南東方沖において、A船が北北西進中、B船が錨泊中、船長Aが、適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うとともに、他船はいないとの思い込みによる運航をしないこと。